

すべての人が地域の中で生きいきと健康に暮らせるまちに
豊岡市健康行動計画(第2次)を見直し

10カ年計画である「とよおか健康ぶん21」が策定から5年経過したことに伴い、2023年度から5年間(27年度まで)の計画を見直しました。この計画に含まれ、本市の健康づくりの基本的な指針となる「豊岡市健康行動計画(第2次)」も、今まで実施してきた事業や数値目標を評価し、市民および行政の取り組みを見直しました。「すべての人が地域の中で生きいきと健康に暮らせるまち豊岡」声かけあつて、みんなでつくる地域の元気」の基本理念のもと、市民の健康維持・増進のため、健康づくりを推進していきます。

《問合せ》健康増進課

☎24-11127






■ 数値目標の55項目中、9項目が悪化

中間評価を行った数値目標は55項目です。そのうち目標値に達した項目が8項目、悪化した項目が9項目(下表)ありました。

悪化している項目	当初値	現状値	目標値
朝食を欠食する20・30歳代の割合	18.6%	22.0%	15%以下
日ごろから意識的に体を動かしている人の割合	57.9%	56.7%	63%
運動習慣(1回30分以上 週2回以上を1年以上継続)の割合	65歳以上男性 43.1%	38.3%	58%以上
	20~64歳女性 16.7%	15.3%	33%
1日の平均歩数(20~64歳女性)	6,222歩	5,422歩	8,500歩
地域の健康づくり活動への参加割合	29.5%	20.9%	80%
乳がん検診の受診率	34.5%	33.1%	50%
子宮頸がん検診の受診率	34.2%	33.3%	50%
大腸がん検診精密検査受診率	75.4%	62.9%	90%以上

■ 悪化した項目をみんなで改善しましょう

悪化した項目を改善するための市民および行政の取り組みを紹介します。みんなで改善しましょう。

区分	市民の取り組み	行政の取り組み
食生活	◇毎日朝食を食べる (特に20~30歳代) 	◇朝食を食べにくい人に手軽なものを摂取する工夫を啓発 ◇生活リズムやバランスの良い朝食摂取の大切さを啓発 ◇朝食レシピを紹介
運動習慣	◇1日プラス10分(1,000歩) 体を動かす ◇1回30分、週に2日以上 運動する 	◇楽しく体を動かす場を増やす ◇生活の中で体を動かす時間が1日に10分増えるよう支援 ◇体を動かす習慣が継続するよう支援
生活習慣病 予防	◇毎年健(検)診を受ける ◇健(検)診結果を理解し、 生活習慣の改善に 取り組み、必要に 応じて医療機関を 受診する 	◇土日健診や一時保育など市民健診を受けやすい体制の整備 ◇健(検)診結果送付時や健康相談の機会を活用し、生活習慣の改善につながるための正しい情報を提供 ◇健(検)診結果が「要精密検査」であった人に受診勧奨

※「とよおか健康ぶん21」には「豊岡市食育推進計画」「いのち支える豊岡市自殺対策計画」が盛り込まれています。詳細は市ホームページを確認してください。



小学3年生まで医療費自己負担を無料に

新たな対象者に申請書を送付していません
まだ申請書を提出していない方は至急提出を

「乳幼児等医療費助成制度」において、子育て世帯の経済的な負担軽減のため、3歳児までを対象に医療費を無料にしていました。本年7月診療分から小学3年生まで拡大します。

受給者証の交付を受けるためには受給申請が必要です。小学3年生までの方で「乳幼児等医療費助成制度」の申請をしていない方には、4月上旬に案内文書を送付しています。まだ申請書を提出していない方は同封の返信用封筒を使って、至急提出してください。

▼**内容** 外来・入院ともに保険診療に対する医療費の自己負担について、世帯の所得に関係なく無料とします。

▼**所得確認** 乳幼児等医療費助成制度は、市が県の医療費助成制度に上乗せして助成を行っています。県の補

助金交付の対象かを確認するために、保護者（扶養義務者）等の所得確認が必要となります。そのため、受給者証の交付にあたり所得確認を行います。

なお、未申告や他市町に納税している、所得の確認ができない場合は、受給者証の交付ができません。所得の確認ができない場合は、該当者へ所得申告書または所得課税証明書の提出依頼を行います。

《問合せ》市民課

☎ 21-9061



5月8日から

新型コロナウイルス感染症が5類に見直されます

《問合せ》危機管理課 ☎ 23-1111

▶ 5類になることに伴い対応が変更されます

新型コロナウイルス感染症が「2類相当」から「5類」に見直しされることに伴い、対応が次のとおり変更されます。

区分	現在(2類相当)	5月8日から(5類)
行動制限など	あり	なし
医療機関	発熱外来など一部	幅広い医療機関
医療費	全額公費負担	一部自己負担
感染者報告	全数把握(簡略化)	定点把握
マスク着用	個人の判断	個人の判断
ワクチン	無料	無料



市民向け



事業者向け

▶ 5類変更後の支援制度の状況

5類変更以降の支援制度の状況は下表のとおりです。詳しくは、市ホームページで確認するか、担当課に問い合わせてください。

区分	支援等制度の名称	申請の期限	担当課	電話番号
減免	国民健康保険税の減免(2022年度相当分まで)	9月30日	税務課	21-9045
	後期高齢者医療保険料の減免(2022年度相当分のみ)	6月30日(※)	市民課	21-9061
	介護保険料の減免(2022年度相当分まで)	9月30日	高年介護課	24-2401
	水道料金の支払い猶予	—	水道課	22-5377
支払猶予	下水道料金の支払い猶予	—	下水道課	22-1802
福祉	生活保護	—	社会福祉課	24-7031
すまい	住居確保給付金	—	社会福祉課	24-7031
企業融資	中小企業融資資金利子補給金	6月30日(予定)	環境経済課	23-4480

※2022年度末に資格を取得したことにより、保険料の納期限が23年4月1日から23年12月31日までの間に設定されている22年度相当分の保険料にかかる申請の期限は23年12月28日